

公益社団法人大阪狭山市シルバー人材センター
令和８年度 事業計画

人口減少、少子高齢化が進行する我が国において、６５歳以上人口は、２０２５年９月１５日現在３，６１９万人、高齢化率は２９．４％となり、また、２０２４年の１５歳以上の就業者総数に占める６５歳以上の就業者数は９３０万人、就業率も１３．７％と、いずれも過去最高となっています（総務省統計局）。

当シルバー人材センターの２０２６年２月末現在の会員数は３３８人で平均年齢は７５．４歳、女性会員の割合は２７．８％となっており、また、本市の６０歳以上人口１９，８１２人に対する粗入会率は約１．７１％となっています。加入動機につきましては、健康づくり・生活費補助等をあわせ過半数を占めています。

また、一方では、インボイス制度の導入、フリーランス新法対応に伴う包括的契約への移行、改正公益認定法の適切な対応など、シルバー人材センターを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

今後も、こうした状況の中、地域の期待に応えられるよう、また、本市の特色や地域の実情を踏まえ強い危機感を持って、会員の拡大と就業開拓に取り組むとともに、我々のシルバー人材センターの更なる発展のため「自主・自立・共働・共助」の理念を実現するよう積極的に活動を展開し、市民の皆様から信頼されるセンターづくりに努めてまいります。

事業実施計画

１．会員の拡大と普及啓発活動の推進

- （１）女性部会等を設置して新たな就業機会の確保に努めるとともに、女性会員の更なる拡大に向け取り組みます。
- （２）１０月を事業普及啓発促進月間とし、市内の主要駅や大型店舗での街頭啓発を行うとともに、市の各種イベントにも積極的に参加し、当センターのＰＲ、会員募集に努めます。また、デジタルサイネージを活用した、会員募集の啓発を引き続き行います。
- （３）広報委員会で会報誌を企画・編集、発行するとともに、公共施設の各窓口到会報誌やパンフレットを配架し、広報誌への折込配布を行います。また、当センターの活動をＰＲできるよう魅力あるホームページを作成します。
- （４）会員一人ひとりが啓発担当となり、「１会員１名の会員勧誘」を目標に会員の拡大に努めます。
- （５）ボランティア活動に積極的に参加し、地域の社会貢献に努めます。
- （６）入会説明会を毎月開催し、新規会員の増加に努めます。また、開催方法について自治会等と連携した市内各地域への出張説明会や、オンライン配信などを利用した受講方法なども検討します。

- (7) 会員同士が自主的に活動している同好会の活動報告等について、ホームページや会報誌を活用してPRし、多くの仲間づくりに努めます。
- (8) 市の広報誌に当センターの関連記事を定期的に掲載し、広く市民にシルバーセンター事業への理解を深めていきます。

2. 就業機会の確保と退会抑制の取組、適正就業の推進

- (1) 市内各事業所等を訪問し、当センター事業の理解を求め、就業機会の新規開拓に努めます。
- (2) 高年齢者や女性会員が就業可能となる業務の受注拡大、また、福祉・介護・保育関連等の人材不足分野における就業開拓に積極的に取り組みます。
- (3) 会員一人ひとりがセンターの広報担当として、口コミによる就業開拓活動を推進し、新規の就業確保に努めます。
- (4) 就業基準に関する要綱に基づき、会員に公平・公正な就業機会の提供を図り、未就業会員の解消に努めます。
- (5) シルバー派遣事業を推進するため、就業開拓を積極的に行うとともに希望する会員に対し各種情報の提供、就業機会の拡大に努めます。
- (6) 永きにわたりセンターの会員として在籍された方々を表彰します。

3. 安全就業と健康管理の推進

- (1) 安全委員会で事故の原因分析を行い、事故の再発防止に努めるとともに、会報誌等を活用し、安全就業の啓発に努めます。
- (2) 安全委員や安全就業推進員による就業先への安全パトロールを毎月実施し、着実に就業現場の安全指導に努めます。また、新規受注にあたっては、事前に就業環境を把握し、安全確保に努めます。
- (3) 傷害事故や賠償事故の実例等を就業会員に周知し、また、センターに掲出することにより、安全対策・安全就業の意識向上に向け一層の啓発に努めます。
- (4) 就業中の事故や就業途上の事故防止、また健康維持を図るため安全就業、交通安全、疾病予防等に関する安全講習会等を開催するとともに、入会説明会においても安全就業の重要性を十分説明し、事故「0」を目標に掲げ、安全意識の高揚に努めます。
- (5) フレイル予防・認知症予防など会員の健康管理について、認識を深めるため、講習会を開催するとともに、会報誌等を通じて定期的な健康診断の受診勧奨と健康に関する情報提供を行います。
- (6) 7月を安全就業強化月間とし、会員の安全確認、安全意識の啓発に努めます。
- (7) 職場における熱中症対策の義務化に伴い、屋内外問わず就業中・就業途上における熱中症の発生予防、重篤化の防止に向け取り組みます。

4. 研修・講習会の実施

- (1) 会員に対し、各種研修会、講習会等を実施し、会員のスキルアップを図り、発注者の満足度向上に努めます。また、剪定をはじめとする専門的な技術の後継者育成に努め、継続した就業が可能となるよう努めます。
- (2) 派遣会員について、キャリアアップに資する教育研修を実施し、接遇の向上や個人のキャリアアップに努めます。
- (3) センター業務のデジタル化推進に伴う会員への利用促進を図るため、スマホ教室やスマホ相談会等の開催に取り組みます。

5. その他

- (1) 事務局職員の資質の向上を図るため、関係機関等主催の会議や各種研修会等へ積極的に参加し、また、他市センターとの情報交換を図り、当センターの発展に努めます。
- (2) 適正な会計・経理事務の処理を行い、当センターの健全な運営に努めます。
- (3) 会員同士の親睦を図るため個々の趣味を生かした同好会活動のPRに努めます。また、新しく同好会を立ち上げる支援を行います。
- (4) 会員の知識、技術の習得する場や受注した仕事の作業場及び各種研修会の場としてワークプラザの有効活用にも努めるとともに、会員の居場所づくり、会員同士のコミュニティづくりの活動拠点としても積極的に活用していきます。
- (5) ライン公式アカウントや会員クラウドサービスを活用し、センター業務の効率化と経費の削減、会員の利便性の向上を図ります。
- (6) 令和6年11月に施行された「フリーランス新法」の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された方針に基づき、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式に契約方法を見直します。
- (7) 令和7年4月から施行された「改正公益認定法」に適切に対応します。
- (8) 公正採用選考人権啓発推進員を配置し、センター職員及び会員に対して、様々な情報共有・情報提供を行い、人権啓発の推進、法令の遵守、個人情報保護等に関する意識の啓発に努めます。